

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－３ 総合的リスク管理態勢 Ⅱ－３－14 監督手法・対応 統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（保険引受リスク管理態勢、再保険に関するリスク管理及び資産運用リスク管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条）に基づく行政処分を行うものとする。 なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。 (1)障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 Ⅱ. その他報告等様式集 様式 Ⅱ－３－14 (1)) にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－３ 総合的リスク管理態勢 Ⅱ－３－14 監督手法・対応 統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（保険引受リスク管理態勢、再保険に関するリスク管理及び資産運用リスク管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条）に基づく行政処分を行うものとする。 なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。 (1)障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 Ⅱ. その他報告等様式集 様式 Ⅱ－３－15 (1)) にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。

改 正 後	改 正 前
ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。 イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。 ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの。 をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。	ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。 イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。 ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの。 をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

改 正 後	改 正 前
III . 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 III - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方 III - 1 - 2 検査・監督事務の具体的手法 (1) 略 (2) ①、②ア～ウ略 エ. 法第 129 条に基づく立入検査 足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 129 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく保険会社の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。 なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に保険会社に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 128 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-2-1(2)を基本様式として	III . 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 III - 1 検査・監督事務に係る基本的考え方 III - 1 - 2 検査・監督事務の具体的手法 (1) 略 (2) ①、②ア～ウ略 エ. 法第 129 条に基づく立入検査 足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 129 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく保険会社の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。 なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙 1「立入検査の基本的な手続き」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に保険会社に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 128 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅲ-1-2-1(1)を基本様式として

改 正 後	改 正 前
参照するが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。 III . 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 III - 2 保険業法等に係る事務処理 III - 2 - 1 特定保険募集人の登録等事務 (1)①～④略 ⑤ 登録申請書の審査基準等 ア. 登録を申請する特定保険募集人が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。 イ. 登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、当指針の様式・参考資料編 II. その他報告等様式集 <u>III-2-1①（生命保険募集人）</u>、様式 <u>III-2-1②（損害保険代理店）</u> 別紙 1 及び別紙 2 の記載要領に基づくものとなっているか。 また、法人である損害保険代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式 65「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。	参照するが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。 III . 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 III - 2 保険業法等に係る事務処理 III - 2 - 1 特定保険募集人の登録等事務 (1)①～④略 ⑤ 登録申請書の審査基準等 ア. 登録を申請する特定保険募集人が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。 イ. 登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、当指針の様式・参考資料編 II. その他報告等様式集 III-2-1（生命保険募集人）、様式 III-2-2（損害保険代理店）別紙 1 及び別紙 2 の記載要領に基づくものとなっているか。 また、法人である損害保険代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式 65「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されているか。